

紀 要

第 9 号

1 9 9 6 . 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

目 次

序

‘廃棄’を考えるー貝塚出土資料の検討にあたっての試論ー〔鈴木康二〕	1
粟津湖底遺跡第3貝塚の貝類採取活動ーセタシジミの成長速度と年齢構成ー〔稲葉正子〕	11
大津市粟津湖底遺跡出土の錘〔瀬口眞司〕	16
篋状木製品の用途について〔松澤 修〕	25
縄文晩期土器棺墓の調査方法についてー近畿地方の場合ー〔中村健二〕	38
近江における弥生社会の理解にむけてーその方法と課題ー〔大崎康文〕	42
長浜市域における弥生時代の石器ー今川東遺跡出土石器を中心にー〔稲葉隆宣〕	51
石組みの煙道を持つカマドー古代の暖房施設試論ー〔上垣幸徳・松室孝樹〕	57
集落遺跡出土の鉄製品についての研究ノート〔田井中洋介〕	79
近江へのアプローチ・その3ー野洲・栗太をフィールドにー〔近江歴史クラブ〕	85
1. 野洲川流域の前・中期古墳について〔鈴木桃代〕	89
2. 栗太・野洲における後期古墳の類型的把握 ー古墳時代システム論への墓制的アプローチー〔細川修平〕	94
3. 集落遺跡から見た古墳時代の特質ー古墳時代システム論への予察ー〔細川修平〕	102
4. 栗太・野洲郡における掘立柱建物データの抽出と分類〔神保忠宏〕	110
5. 近江国の古代駅路と官衙遺跡について〔内田保之〕	122
6. 古代における琵琶湖の湖上交通についての予察〔畑中英二〕	130
7. 田原道をめぐる二つの地域〔重岡 卓〕	136
8. 近江における玉造りをめぐって〔中村智孝〕	149
9. 栗太・野洲郡における古代の土器様相〔畑中英二〕	157
10. 鉄鉱石の採掘地と製鉄遺跡の関係についての試論 ー滋賀県の事例を中心にー〔大道和人〕	164
栗太・野洲郡のまとめ	179
大津北郊白鳳寺院の造営計画（その1）〔仲川 靖〕	185
古代遺跡と出土文字資料〔濱 修〕	200
石山国分遺跡出土瓦の覚書〔平井美典〕	208
巡礼者の宿ー鴨田遺跡出土の巡礼札よりー〔重田 勉〕	215
焼物二話〔稲垣正宏〕	220
蒲生稲寸氏についてー近江古代豪族ノート5ー〔大橋信弥〕	224
律令神話に於ける農業神について〔造酒 豊〕	233

日本古代の対外関係史の一様相

-日本古代史研究ノートあるいは覚書その2-〔芝池信幸〕	238
遺跡の撮影〔阿刀弘史〕	243
新聞報道にみる文化財保護25年-新聞記事データベースの作成と利用-〔中川正人〕	252

栗太・野洲郡における古代の土器様相

畑 中 英 二

1. はじめに

西弘海氏の提唱以降、日本列島内での7～8世紀の土器については大略「律令的土器様式」という様式として理解されているようである。ただ、その受け止めかたは研究者各人によってまちまちである。それは「様式」概念そのものの理解に対する個々の認識の違いと各研究者の取り扱う資料の違いに起因しているようにも感じられる。

小稿では、まず滋賀県下の当該期の資料についてふれ、所謂「律令的土器様式」の理解へと進めていきたい。小稿では紙幅の関係もありすべての問題についてふれることは不可能であることから、以下に述べる3点についてのみ限定しておきたい。次いで栗太・野洲郡の資料の持つ問題点についてふれることを目的とする。

2. 滋賀県下の資料の検索

所謂「律令的土器様式」の理解に向けて滋賀県下の資料を検索することとしたい。筆者の力量不足もあって取り扱う資料は滋賀県下全域にわたるものではないことと7～8世紀という時間軸を通観したものではなく主として8世紀を中心に取り扱っていることは最初に断っておきたい。また、検索する項目は西弘海氏の提唱するところの所謂「律令的土器様式」の一つの特徴たる所謂「畿内産土師器」⁽¹⁾の在り方と、平城宮Ⅲ期にピークを迎えるという法量分化の問題、須恵器と土師器の法量の互換性の問題についてふれてみたい。加えて土師器甕の様相についてもふれてみたい。

(1) 所謂「畿内産土師器」の在り方について

現時点では滋賀県下において暗文を持つ土師器、所謂「畿内産土師器」の生産が想定されているのは8世紀前半の草津市木瓜原遺跡のみである。ここでは焼成施設そのものは確認されなかったが、鉄、須恵器の生産を行っている丘陵内奥深くで大量の土師器が廃棄されていることから積極的な肯定にまでは至らないものの、この場での生産を想定することは不可能ではない。土師器の大量廃棄された土器群の中からは、当該期の滋賀県下では一般的ではない調整方法を持つ土師器甕も出土していることから、土師器工人そのものは滋賀県以外の地から来た可能性を指摘できる。また、管見によると中主町湯ノ部遺跡⁽²⁾出土の土師器杯に回転台を使用したような痕跡を残すものが見受けられたりすることから、滋賀県下での所謂「畿内産土師器」の生産を否定することは出来ないだろう。

ともあれ、7世紀前半代以降に畿内中枢部において出現する所謂「畿内産土師器」は滋賀県下の土器（食器）の中での比率は、遺物の遺存状態にもよることかもしれないが、報告書が刊行さ

れているものの中では須恵器が主体をなしているように見受けられる。栗太郡衙推定地の栗東町岡遺跡の発掘調査報告書⁽⁴⁾においては各遺構毎に量比を提示しているが、そこでも食器としての土師器の卓越は認められない。実際、筆者が調査を担当した遺跡においても、少なくとも、両者が比率的に拮抗しているという様相を見出すことは困難であり、報告書掲載の遺物を鵜呑みにすることは躊躇させるものの、やはり、須恵器の食器が主体であるという現状は否定できない。

以上の点から、滋賀県下においては、所謂「畿内産土師器」の生産が行われていたという実態について否定する材料は持ち合わせていない。とはいえ、食器構成においては須恵器が卓越することが一般的傾向である地域であったとする認識は肯定されよう。林部均氏が「一部（筆者註北陸や吉備などの地域）でそれ（筆者註 畿内産土師器）を模倣した土器は見られるものの、その地域の土器様式を本質的にかえる要因とはなっていない」⁽⁵⁾と指摘するように、須恵器、土師器という素材の組成からみた様相における「土器様式」の類似性を見出すことは困難である。この点については、平城地域を中心とする都城において土師器（中でも所謂「畿内産土師器」）が食器として主力となるという状況は、少なくとも8世紀代の日本列島地域の中では特異な状況であったといわざるをえない。

ともあれ、狭い知見ではあるが、信楽町宮町遺跡や野洲町小篠原遺跡や中主町西河原森ノ内遺跡などにおいては大量の所謂「畿内産土師器」が消費（廃棄）されている事例が散見することから、滋賀県下での一般的傾向を基準とすると、地点毎の様相差として認識することは比較的容易である。

（2）法量分化の様相について

滋賀県下において須恵器の法量分化の様相が確認できる資料として、生産地では草津市木瓜原遺跡⁽¹¹⁾と山東町菅江遺跡⁽¹²⁾の須恵器窯資料を、消費地では信楽町宮町遺跡⁽¹³⁾、栗東町岡遺跡⁽¹⁴⁾の資料を挙げ、検討を試みよう。

ここでは議論の素地を同じくするために8世紀前半代と考えられる須恵器杯Bを検討対象とする。

生産地の木瓜原遺跡における杯Bの口径は概ね10～19cmまでみられるがその大半は15cm前後である。一方、菅江遺跡における杯Bの口径は概ね15cmを中心としており木瓜原遺跡とは異なる様相を呈している。

消費地の宮町遺跡における杯Bの口径は10～20cmまでのものが数多く見られる。とはいえ、S D 6 1 1 7 出土資料に見られるように、地点によっては口径の広がりが必要しも確認できないものも見受けられる。一方、栗太郡衙推定地の栗東町岡遺跡や官衙的な遺跡と考えられている今津町日置前遺跡においては、地点によっては必ずしも口径の大きい大型品は見られず、15cm前後のものが大半であるという傾向が見受けられる。

以上の点から、都城やそれに準ずる遺跡では法量分化の様相が確認できる可能性を持っているものの、そういった遺跡内においても必ずしも万遍無く法量分化の様相が確認できるというのではなく、地点毎の個性に大きく影響を受けたものである可能性が高い。加えてここでは直接ふ

れなかったが、法量分化が殆ど見られない遺跡も数多く見られる。つまり、一般的には法量分化という現象そのものが特異なものであるという認識をすることが必要となってくるといえそうなのである。

(3) 互換性の様相について

この点についてアプローチし得る資料は、現時点では紫香楽宮推定地である信楽町宮町遺跡を都城的なものとして滋賀県下の様相を表現するものではないとして除くと、事例の明らかにされているものの中では草津市木瓜原遺跡と安土町内野遺跡⁽¹⁹⁾の事例を挙げるに留まる。故に、資料不足の観も否めないが草津市木瓜原遺跡の資料を中心にして須恵器と土師器の法量の互換性についてふれてみたい。

8世紀前半代と考えられる木瓜原遺跡で出土した食器としての土師器の形態、法量の検討からは杯A、杯B、皿のみしか確認されていない。この状況からは法量的に互換性があるとはいいたい状況がある。加えて、木瓜原遺跡で生産されている須恵器食器類の中に明確に皿類が確認されず、その反面、脚付き皿が一定量を占めていることが確認される。その一方で、土師器食器類の中に皿形態のものが一定量を占めており、捉え方にもよるが、須恵器食器類の皿形態の欠如を補完しているようにも見受けられる。

8世紀末以降9世紀前半ごろと考えられる内野遺跡では食器としては須恵器の量が卓越しているが土師器も散見される。その中の土師器には明確な杯類を見出すことはできず、皿類が主体となっている。この点については木瓜原遺跡に見られる傾向とほぼ同様であるといえる。

何れにしても8世紀代において平城地域にて見受けられる須恵器・土師器間の法量の互換性の様相はそのまま受け入れることは出来ない、というのが現時点での判断である。

(4) 土師器甕の様相

現在「都城型」ともいいうる土師器甕の存在がクローズアップされてきつつある。藤原地域にて7世紀後半代にその祖形が産み出され、8世紀にいたると従来所謂近江型甕と伊勢型甕が主力であった平城京城においてそれら所謂大和型甕が主力となる。この現象は都城の移動した恭仁京⁽¹⁷⁾、紫香楽宮⁽¹⁸⁾、長岡京⁽¹⁹⁾、平安京⁽²⁰⁾においても同様の状況が確認されており、従来の主力であった土師器甕は少数派となってしまうのである。当該期の日本列島内で最大の大量消費地としての都城の存在は従来の生産供給システムを採用せず、藤原京以降所謂大和型土師器甕の工人層がそっくりそのまま移動して大量消費に対応したと考えるのが妥当であろう。ただ、工人層は固定化・制度化されたものであると考える根拠が無いことから、土師器供膳具生産者と同様に彼等の存在を経済的な裏打ちで保証する社会システムが存在していたと考えておきたい。

この様な評価をすることの出来る都城型ともいえる土師器甕は、8世紀前半代の或る時期から近江型土師器甕⁽²¹⁾の供給圏であった瀬田川流域を中心として分布を見せるようになる。草津市御倉遺跡⁽²²⁾においてはほぼ完形の都城型土師器甕が多く出土する。出土状況からはっきりとしたことはいえないが生産地（或いはそれに近接する地）であった可能性を指摘しておきたい。調査量の制約等から現時点で近江型から都城型へと変換してしまったかどうかについて明言することは出来

ないが、どのような理由で一定量の生産・供給を行うようになったのかが大きな問題となる。直接関係するかどうかは今後の検証に委ねられるが保良宮、或いは勢多津の存在を全く無視することは出来ないだろう。

3. 小 結

滋賀県という一つのローカルな地域の資料と都城等で使用された資料との対比を行った。この作業によって所謂「律令的土器様式」の理解を試みようとした。以下に、その要点についてふれておきたい。

第1点として、対比の中で最も差異が際立つのは都城に代表される食器としての所謂「畿内産土師器」の有無であろう。個体レベルでの模倣や散発的で小規模な生産はあったとしても各地域の食器構成自体に大きな影響を与えることがなかったと考えるのがやはり妥当であろう。それは、都城の手工業をめぐる経済関係が少なからず影響していると考ええるものである。また、当然のことながら、都城以外の地域（滋賀県下の多くの地域を含む）においては食器としての所謂「畿内産土師器」の存在が確認されないことから須恵器と土師器の法量の互換性は基本的に存在することはない。加えて、所謂「畿内産土師器」と須恵器の生産が行われたと考えられる草津市木瓜原遺跡においても両者が法量的に相互補完はしている可能性はあっても互換性があつたと考えることは困難である。つまり、都城の食器構成をそのまま受け入れている地域を捜すのは極めて困難な作業であるといえるのである。

第2点として、差異の際立つものとしては同一器形の法量分化の有無であろう。古墳時代までの食器が基本的に一器種一法量であったとするが、都城で見出される法量分化の状況を見るとその差異は際立つ。しかし、都城以外の地域における法量分化の状況を見るとそれが実践されている地域（生産地）は必ずしも多いとはいえない。一事例ではあるが周山窯の調査から宇野隆夫氏は「飛鳥Ⅳ～平城宮Ⅱの宮都出土品には杯A 5種類、杯B 4種類、皿A・B、椀A・Bの器種構成があることが明らかにされている。それに対して、周山第Ⅰ～Ⅴ段階の須恵器には皿と認定できるものがないほか、杯Aは杯AⅣ、杯Bは第Ⅲ段階までは杯BⅡ、以後は杯BⅢにあたるもの1種を原則としている」とし、必ずしも都城でみられるような同一器種の法量分化というものが地域においては一般的でなかったことをうかがわせるのである。加えて、これも食事の形態に影響されていると考えられるが、大型品の欠落というものが都城（地域の官衙遺跡も含む）とそれ以外の地域との間で大きく見られる差異である。つまり、この点においても所謂「畿内産土師器」の有無と同様に都城の食器構成をそのまま受け入れている地域を捜すのは極めて困難な作業であるといえるのである。

以上の3点を中心に比較を試みた。その結果、都城（或いは官衙）にて見受けられる7～9世紀前半までの土器様相はその他の地域のそれとは必ずしも一致しないことがうかがわれる。ならば、西弘海氏の提唱する所謂「律令的土器様式」は日本列島レベルでは極一部の都城や官衙遺跡出土の土器群のみに該当するものなのであろうか。この問いについては筆者なりの見解を稿を

改めて述べることにしたい。

4. 展 望

—栗太・野洲郡における古代土器様相について—

都城の土器様相とそれに立脚する西弘海氏の説く律令的土器様式の理解を中心に据え滋賀県下の資料を2、3検索した。両者の対比から導き出し得る相違点については前述した。ここでは蛇足ではあるが栗太・野洲郡における土器様相についてふれることにより地域内での偏差を導き出すための問題点の抽出を行いたい。ただ、クリアしていくべき問題点は山積しており一朝一夕には片付かないボリュームをもっている。日暮れてなお道通しという感が無くはないが課題の提示として捉えていただければ幸いである。

【生産】

①栗太・野洲郡においては7～8世紀代は前者は瀬田丘陵古窯址群と御園古窯址群、後者は鏡山古窯址群にて安定した須恵器生産が行われているようである。そういったこともあってか、須恵器が卓越する器種構成をとっている。

②そういった状況の中で草津市木瓜原遺跡では土師器食器類の生産が確認されており地域の中での特異性を際立たせている。また、中主町湯ノ部遺跡にてみられた土師器の器形を持つ回転台成形と考えられる個体の評価も、特異なものなのか一般的なものなのかについて検討する必要がある。ともあれ、ここでの土師器食器生産が何を意味しているかは必ずしも明らかではない。継続性の問題も含め今後の課題であるといえる。

③栗太・野洲郡においては7世紀代は所謂近江型土師器甕が主体を成すが、8世紀前半以降、瀬田川流域（近江国庁周辺）にのみ都城型の土師器甕が主体となって出土する傾向がある。草津市御倉遺跡はその生産地である可能性を指摘しておきたい。土師器甕の分布圏の変動のみられる地域であることと、この状況が表現するものは必ずしも小さくないことは明言しておきたい。

【流通】

①前述した須恵器・土師器の生産地と消費地とがどのような関係にあったのかについては、未だ研究が進んでいない。瀬田丘陵古窯址群は近江国庁に、美園古窯址群は栗太郡衙推定地の岡遺跡に、鏡山古窯址群は野洲郡衙推定地の小篠原遺跡に近接することからそれぞれの関係を想定することは強ち的外れではないと思われるものの、郡衙や国庁が顕在化してくるのは8世紀（中でも中頃以降）であるがこれらの生産地は7世紀代（鏡山古窯址群は6世紀代）から生産を行っていることから異なる事由を想定する必要もある。胎土分析や生産地毎の製品の差異を見出すことから生産・供給の様相について検討する必要があるといえる。

②前述したように滋賀県下は一般的に須恵器主体の器種構成をとる地域であるといえるが、そこで土師器の食器が一定量を占める地点は、一般的でないものとして捉える必要がある。これらの生産地を明らかにしたうえで供給の様相を検討することによって土師器の食器の出土量をめぐる遺跡間の差異の背景を見出すことが出来るだろう。

③筆者の力量不足も大いに助けているが、栗太・野洲郡以外の他地域からの搬入土器について明らかにすることは出来ない。ただ、筆者が実見した8世紀代の資料の中で、近江国庁関連遺跡においては和泉陶邑古窯址群産や猿投山西南麓古窯址群産と考えられる製品も散見されている。近江国庁関連遺跡においてのみ見られる傾向なのか、そうでないのか等について言及する素地を持たない。今後の検討によって明らかにしていくべき点の一つである。

註

- (1) 林部均氏の提唱するこの名称については異論もあるがとりあえず小稿では学史との互換性を持たせるために用いることとする。(林部均「律令国家と土器の移動—飛鳥・奈良時代の畿内産土師器研究の現状と今後—」『ヤマト王権と交流の諸相 古代王権と交流5』名著出版 1994年)
- (2) 畑中英二「滋賀県下における手工業生産—7世紀後半代の様相を中心に—」(『北陸古代土器研究』第5号 北陸古代土器研究会 1995年)
なお詳細については1996年度刊行予定の横田洋三・畑中英二ほか『木瓜原遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会)を参照されたい。
- (3) 資料の実見にあたっては調査担当者の浜修氏に便宜をはかっていただいた。(浜修編『湯ノ部遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1995年)
- (4) 近藤広ほか『岡遺跡発掘調査報告書』栗東町教育委員会・(財)栗東町文化体育振興事業団 1990年
- (5) 前掲林部1994論文
- (6) 西弘海氏が「法量による互換性」の確立とその一般的な在り方は、土師器、須恵器の食器類が、市においてほぼその法量に比例した価格で売買された事実(関根真隆『奈良朝食生活史の研究』吉川弘文館 1969年)や、この時期の文献(正倉院文書、他)にみられる自由な器種の組み合わせにも明らかである(西弘海「土器様式の成立とその背景」『考古学論考』小林行雄博士古希記念論文集 1982年)と説くように、法量の互換性は価格の互換性にも通じるという理解がなされていることに着目したい。この両者の互換性を成立せしめた要因は都城という場における消費過多の人口構成にあったと考えるのが妥当であろう。同一法量=同価格を前提とすると、須恵器生産に比すると相対的に低コストの土師器生産が台頭してくることは当然の帰結ではあるものの、更にその前提に消費過多(恒常的な大量消費)と都城の経済機構が存在していることを無視してはいけない(逆にいうと、消費過多の状況が産み出されない場合、前段階から小地域毎に植え付けられている須恵器生産に食器の供給をそのまま依存することは理解し易い状況である)。つまり、土師器生産者の存在を経済的な裏打ちで保証する社会システムが存在しない限り根付き難いものであったのではないだろうか。
- (7) 畑中英二・山本孝行「紫香楽宮推定地 宮町遺跡SD6117ほか」(『古代の土器3 都城の土器集成Ⅲ』古代の土器研究会 1994年)・畑中英二「紫香楽宮推定地 宮町遺跡の土器様相—平城Ⅲ期の再検討に向けて—」(第58回 古代の土器研究会レジュメ 1995年)
- (8) 森隆「郡衙遺跡に関する一考察」『文化財学論集』文化財学論集刊行会 1994年
- (9) 辻 広志『西河原森ノ内遺跡』中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会 1987年
- (10) ここで出土する個体群はおそらくは在地産であろうと考えている。
- (11) 前掲註2
- (12) 桂田峰男『菅江遺跡発掘調査報告書』山東町教育委員会 1986年
- (13) 前掲註7
- (14) 前掲註4
- (15) 資料の実見にあたっては調査担当者の財団法人滋賀県文化財保護協会藤崎高志氏に便宜を図っていただいた。
- (16) 三好美穂「古代土師器甕の検討」『文化財学論集』文化財学論集刊行会 1994年
- (17) 資料の実見にあたっては加茂町教育委員会辻川哲朗氏に便宜を図っていただいた。

- (18) 前掲註(7)
- (19) 中尾秀正『長岡京市史』長岡京市役所 1993年
- (20) 小森俊寛氏の御教示による。
- (21) 畑中英二「所謂近江型甕の再検討」(第62回 古代の土器研究会レジュメ 1996年)
- (22) 資料の実見にあたっては財団法人滋賀県文化財保護協会造酒豊氏に便宜を図っていただいた。
- (23) 宇野隆夫「丹波周山窯址の須恵器」『丹波周山窯址』京都大学考古学研究室 1982年
- (24) 畑中英二「滋賀県下における律令期須恵器生産の動向に関する検討」『紀要』滋賀県立安土城考古博物館 1994年

編集後記

この冬は、久しぶりに雪の多い年となり、外での調査では寒さに堪える日々を過ごされたことと思います。今年には当協会設立25周年にあたり、日頃の調査や普及活動に加え、安土城考古博物館で、企画展示『いにしへの渡りびと—近江の渡来文化—』や、それと関連したシンポジウムを実施してまいりました。本紀要も25周年ということで、例年にくらべて多くの論考が集まりました。つきましては、多くの方からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。 平成8年3月

平成8年3月

紀要 第9号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel(0775)23-2580 Fax(0775)24-6668